コンパス通信

都城市八幡町１－17
社会保険労務士法人　コンパス
TEL：0986-21-1813 FAX：0986-21-1812

ホームページ（**https://tateyama-sr.com/**）にて最新の情報を随時お届けします！
※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和６年９月

【お知らせ】「算定基礎届の決定通知書」自動送信メールについて

現在、手続き終了後、メールにより公文書を自動送信させていただいている事業所様におかれましては、例年ですと保険料が変更となる９月分社会保険料変更の直前に「算定基礎届の決定通知書」と「保険料額一覧表」をお届けしておりました。今年は、手続き終了後、順次決定通知書が自動でメールにて送信されてきますが、保険料改定の時期につきましては、例年通り**「９月分社会保険料」からの適用**となりますのでご注意ください。
決定通知書に関するご質問は、弊所担当職員までご連絡ください。

令和６年最低賃金は９５２円（宮崎）・９５３円（鹿児島）

厚生労働省は８月２９日、全国の各都道府県に設置されている地方最低賃金審議会が答申した、令和６年度最低賃金の改定額の取りまとめを発表しました。今年度の最低賃金の引き上げは、全国で**５０円～８４円**の引き上げとなっており、本件におきましては５５円の引き上げとなります。

なお、九州各県の最低賃金引上げ額は下図の通りです。最低賃金の引上げに伴い時給の方はもちろん月給者や日給者の時間単価にも注意が必要です。

	令和6年度最低賃金	旧	発行予定日
宮　崎	**952**	(897)	2024年 10月5日
鹿児島	**953**	(897)	2024年 10月5日
福　岡	**992**	(941)	2024年 10月5日
佐　賀	**956**	(900)	2024年 10月17日
長　崎	**953**	(898)	2024年 10月12日
熊　本	**952**	(898)	2024年 10月5日
大　分	**954**	(899)	2024年 10月5日
沖　縄	**952**	(896)	2024年 10月9日

【最低賃金の計算式】

①月給制の場合

⇒ 月給（※１）÷１箇月平均所定労働時間

(例)1 日 8 時間、年間 260 日の場合（年間平均 173:20）

➡ 952 円 × 173:20 ＝ 165，014 円

②日給制の場合

➡ 日給÷１日の所定労働時間

※１…　最低賃金の対象とならない賃金　⑴臨時に支払われる賃金、⑵1 箇月を超えるごとに支払われる賃金（賞与など）、⑶時間外手当や、休日割増賃金、深夜割増賃金など所定労働時間超に対し支払われる賃金、**⑷精皆勤手当、通勤手当及び家族手当**

◆「最低賃金」制度の概要

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が定めるもので、使用者は、労働者にその金額以上の賃金を支払わなければなりません。都道府県別に最低賃金が定められ、この地域別最低賃金以上の賃金を支払わない場合、罰則が科せられます。なお、最低賃金制度には例外があり、「最低賃金の減額の特例許可制度」において、身体や精神の障害によって一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの特定の労働者について、使用者が**都道府県労働局長の許可を受けること**により個別に最低賃金の減額の特例が認められます。また、例えばシルバーワーカーなどとの契約は、請負・委任契約に当たるため、最低賃金法ほか労働関係の法律は適用されません。

マイナンバーカードの保険証利用＆現行の健康保険証新規発行終了について

全国健康保険協会が発行している現行の健康保険証は、**令和６年 12 月２日より新規発行が終了**することとなりました。今後は、マイナンバーカードが健康保険証（以下、「マイナ保険証」という。）として活用されていくことなります。

なお、令和６年 12 月２日時点で有効な健康保険証は、**最大１年間有効**とする経過措置が設けられています。

【マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法】

STEP1．マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2．マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する　➡　セブン銀行でも登録できます！

（ATM で使えるカード・サービス・手数料　：マイナンバーカードでの手続き　｜　セブン銀行（sevenbank.co.jp））

STEP3．医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

マイナンバーカード健康保険証利用に関する Q&A（一部抜粋）

Ｑ１．マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。
Ａ１．マイナンバーカードを使って医療機関等に受診した際に、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意すると、医師等からより多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。 医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、患者さんが一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。 また、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。
３．全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。
Ａ３．マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、令和５年４月１日より、保険医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられており、順次導入を進めています。 厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧を掲載しています（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）。また、導入している医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等を院内等に掲示していただくようお願いしています。
Ｑ６．訪問診療やオンライン診療ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できないのでしょうか。
Ａ６．医療機関・薬局が行う訪問診療等、オンライン診療等におけるマイナンバーカードの保険証利用については、令和６年４月からの運用開始をいたしました。また、訪問看護事業者が行う訪問看護においては、令和６年６月からの運用開始を予定しています。

【助成金】令和６年度　業務改善助成金

今回は、令和６年度業務改善助成金についてご説明いたします。
業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業内最低賃金）を **30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合**にその設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金の引き上げ計画 ＋ **設備投資の計画**（機械設備の導入、コンサルティング etc） → **業務改善助成金を支給（最大 600 万円）**

※業務改善助成金を支給する為には、上記の「事業内最低賃金の引き上げ計画」及び「設備投資等の計画」を立てて、先ず交付申請をし交付決定を受けた後に計画を進めていく必要があります。

【対象事業者】

・**中小企業・小規模事業者**であること
・事業内最低賃金と地域別最低賃金の差額が **50 円以内**であること
・解雇・引き下げなどの**不交付事由**がないこと

→ 以上の要件を満たした事業者は「事業内最低賃金の引き上げ計画」と「設備投資等の計画」を立て、事業場ごとに申請することも可能です。

【対象となる設備投資等】

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資**が助成対象となります。
また、一部の事業者については**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	POS レジシステム導入における在庫管理の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

【助成金上限額】

助成金上限額につきましては、上限額については以下の通りです。

コース区分	事業内最低賃金の引き上げ額	助成上限額	
		右記以外の事業者	事業場 30 人未満の事業者
30 円コース	30 円以上	30 万円（120 万円）	60 万円（130 万円）
45 円コース	45 円以上	45 万円（180 万円）	80 万円（180 万円）
60 円コース	60 円以上	60 万円（300 万円）	110 万円（300 万円）
90 円コース	90 円以上	90 万円（600 万円）	170 万円（600 万円）

※助成上限額については、一部省略しております。
かっこに入っていない金額は、賃金を引き上げる人数が **1 人**の場合で（）の金額は賃金を引き上げる人数が **10 人以上**の場合の金額になります。
上記の助成上限額に助成率を掛けたものが助成金の支給額となります。

【事業内最低賃金とは？】

事業内で最も低い時間給を指します。

本助成金では、雇入れ後 3 か月を経過した労働者の事業内最低賃金を引き上げて頂く必要があります。

そのため新たに定めた事業内最低賃金額よりも低い労働者の方は全員事業内最低賃金以上にする必要があります。

下記に賃金引き上げに関しての参考例を記載しておりますのでご確認下さい。

対象者	事業内最低賃金額 （980 円だった場合）	賃金引き 上げ額	対象となる 賃金引上げ
A	（旧）930 円→（新）980 円	50 円	○
B	（旧）960 円→（新）980 円	20 円	×
C	（旧）980 円→（新）1020 円	40 円	×

※賃金引き上げにあたっての注意点

地域別最低賃金の発行に対応して事業内最低賃金を引き上げる場合、**発行日の前日**までに引き上げて頂く必要があります。これと合わせて事業内最低賃金額を就業規則等に記載しておく必要が御座います。

【助成金支給の流れ】

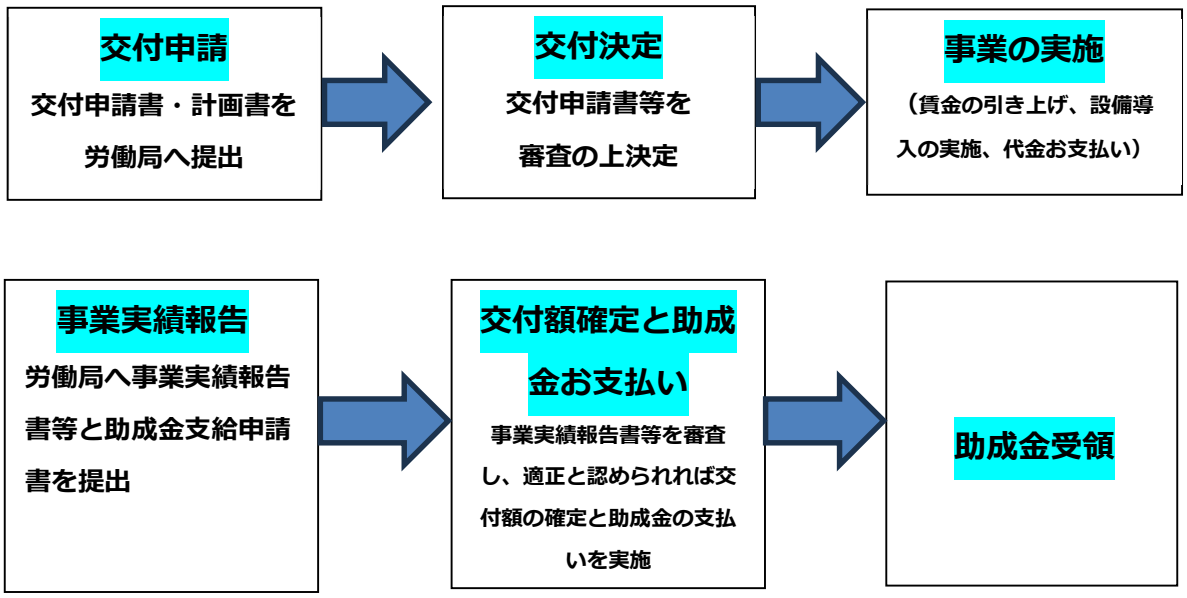

以上となります。

ご不明な点等御座いましたら、お気軽にご連絡下さい。